

滋ト協第291号  
令和2年9月1日

会 員 各 位

一般社団法人 滋賀県トラック協会  
会 長 田 中 亨  
(職印省略)

### 改正貨物自動車運送事業法に係る荷主企業への周知等について（再送）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。  
ございます。

さて、この度の貨物自動車運送事業法の一部改正のうち「標準的な運賃の告示」が、本年4月24日、国土交通大臣から告示されました。このことを受け、今後、全日本トラック協会では個別荷主企業に対してパンフレットを配付するなど周知徹底を図って行くこととしています。また、あわせてトラックドライバーの長時間労働の改善を図る「荷主対策の深度化」につきましても、荷主企業への要請等を実施してまいります。「標準的な運賃の告示」及び「荷主対策の深度化」に係る荷主企業への周知徹底要請は、全ト協の令和2年度事業計画の最重点施策を踏まえて実施するものであります。

つきましては、この荷主企業リストの報告につきましては8月に一度お願いしたところですが、その後、更に周知等追加の必要な荷主企業がございましたら、別紙「荷主企業リスト」にご記入いただき、9月18日（金）までにFAX（077-585-8015）にて、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、周知文等には貴社名は一切出ませんのでどうぞご安心下さい。

(問い合わせ)

滋賀県トラック協会（種村、大橋）

☎ 077-585-8080

改正貨物自動車運送事業法周知対象荷主企業リスト

(別紙)

No	荷主企業名 (支店、配送センター、工場等の場合は その名称もご記入ください)	郵便番号	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

◆用紙不足の場合は恐縮ですが事前にコピーをお願いいたします。

◆ご提供いただきました荷主名簿は当協会の責任において厳重に管理運用いたします。

(送付先) (一社) 滋賀県トラック協会 (担当: 大橋)

[ohashi@shiga-ta.or.jp](mailto:ohashi@shiga-ta.or.jp)

FAX 077-585-8015